

レセプト情報等データ解析用機器等一式導入
調達仕様書

平成30年4月

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

目次

1. 調達案件の概要に関する事項	3
1. 1. 調達件名	3
1. 2. 調達の背景	3
1. 3. 調達の概要	3
1. 4. 作業スケジュール	4
2. 作業の実施内容に関する事項	5
2. 1. 作業の内容	5
2. 1. 1. 計画	5
2. 1. 2. 設計・構築	5
2. 1. 3. テスト	6
2. 1. 4. 導入	6
2. 1. 5. 保守	6
2. 1. 6. その他	7
2. 2. システム資産簿登録に係る作業	7
2. 3. 納入成果物の範囲、納品期日等	8
2. 3. 1. 納入成果物	8
2. 3. 2. 納品方法	9
2. 3. 3. 納品場所	9
3. 満たすべき要件に関する事項	9
3. 1. 情報システム環境	9
3. 1. 1. 機器の要件	9
3. 1. 2. 搬入・設置	10
3. 1. 3. 機器のセットアップ	10
3. 1. 4. 動作確認	13
3. 2. 保守	13
3. 2. 1. 保守の要件	13
4. 作業の実施体制・方法に関する事項	13
4. 1. 作業実施体制	13
4. 2. 作業場所	14
4. 3. 作業の管理に関する要領	14
5. 作業の実施にあたっての遵守事項	14
5. 1. 基本事項	14
5. 2. 機密保持、資料の取扱い	15
5. 3. 遵守する法令等	15
6. 納入成果物の取扱いに関する事項	16
6. 1. 知的財産権の帰属	16
6. 2. 瑕疵担保責任	17
6. 3. 検収	17
7. 入札参加資格に関する事項	18
7. 1. 入札参加要件	18
7. 2. 入札制限	18
8. 再委託に関する事項	19
9. その他特記事項	19
9. 1. 環境への配慮	19
9. 2. その他	19
10. 附属文書	20
11. 窓口連絡先	20

1. 調達案件の概要に関する事項

1. 1. 調達件名

レセプト情報等データ解析用機器等一式導入

1. 2. 調達の背景

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）では、医薬品の市販後安全対策業務の一貫として、レセプト情報等データを活用した安全性評価を行っている。

今般、本業務において取扱うデータ容量が増加したことに伴い、これまで評価・分析に供していた標準的な計算機端末ではデータの格納・管理及び統計解析の実施が困難となった。そのため、当該データの解析を迅速に実施するための解析用サーバ及び高速ストレージ、並びにレセプト情報等データを活用した安全対策業務を効率的に実施するために必要な機器等一式を調達する。

1. 3. 調達の概要

本調達は、機器の調達、搬入・設置・構築、保守、及び既存機器の廃棄に関する作業を発注するものであり、これに伴う PMDA との協議、打合せ等への出席を含む。

調達を行う機器は以下のとおりとし、構成の概要を図 1 に示す。このうち①から⑩の機器について、保守対応に関する作業を合わせて発注する。

- ① 解析用サーバ 1 式
- ② 高速ストレージ 1 式
- ③ 大容量ストレージ 1 式
- ④ パーソナルコンピュータ（専用 PC） 4 式
- ⑤ パーソナルコンピュータ（作業用 PC） 30 式
- ⑥ ワークステーション 1 式
- ⑦ ラップトップコンピュータ（専用ラップトップ） 1 式
- ⑧ ラップトップコンピュータ（作業用ラップトップ） 4 式
- ⑨ レーザープリンター 1 式
- ⑩ ネットワークアタッチドストレージ（NAS） 1 式
- ⑪ 会議用大型ディスプレイ 1 式
- ⑫ 会議用中型ディスプレイ 1 式
- ⑬ 液晶ディスプレイ A 11 式
- ⑭ 液晶ディスプレイ B 1 式

- ⑮ ポータブルハードディスクドライブ 10 式
- ⑯ プレゼンテーションポインター 10 式
- ⑰ レーザーポインター 5 式
- ⑱ 無線式キーボード 2 式
- ⑲ 無線式マウス 2 式
- ⑳ ウイルス対策ソフトウェア 1 式

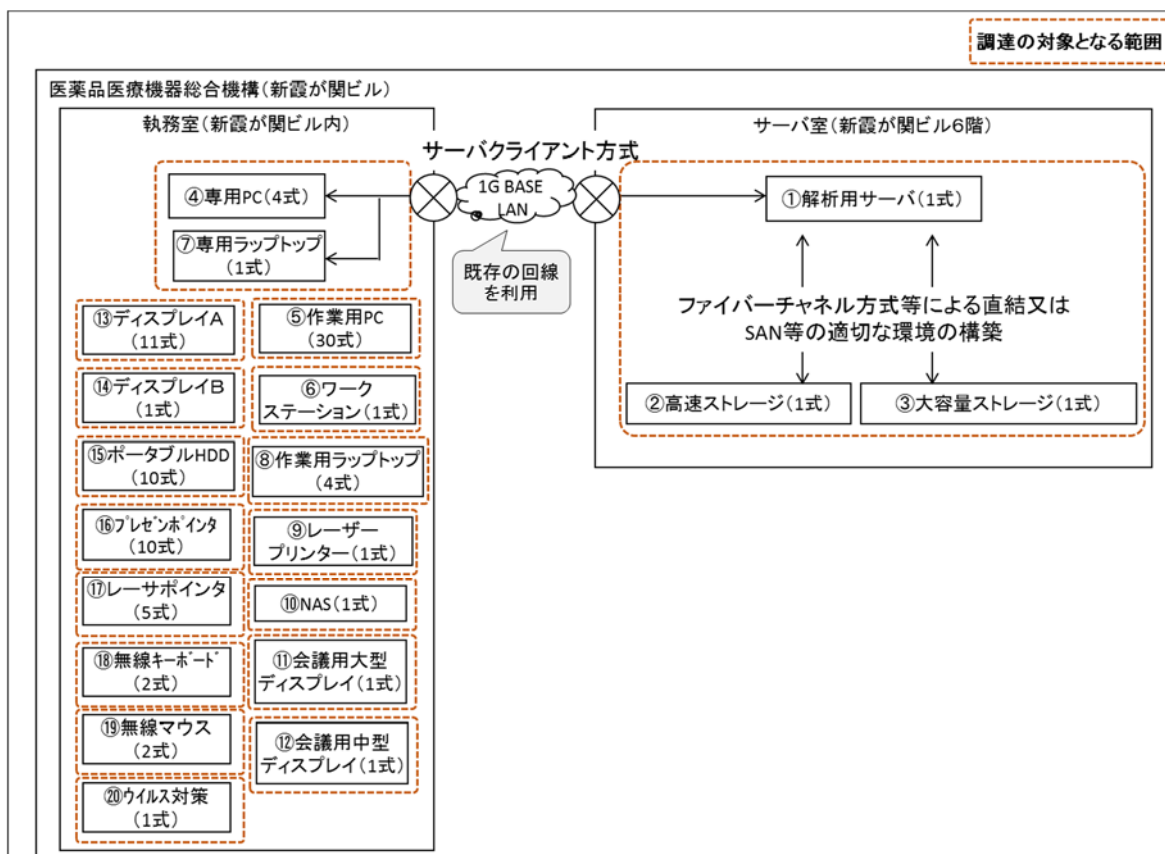


図 1. 調達の対象となる機器等の構成の概要

また、PMDA が保有する既存のワークステーション 1 式及びパーソナルコンピュータ 19 式の破棄に関する作業を発注する。

1. 4. 作業スケジュール

本業務に係る想定スケジュールの概要を図 2 に示す。図 2 はあくまで想定スケジュールであり、詳細な実施スケジュールは受注者が検討すること。

年月	平成30年度								31年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	...	3月	4月	
マイルストーン	★調達契約締結		★システム構築完了		★受入テスト完了				★既存機器 破棄完了	
	★プロジェクト実施計画書策定		★単体テスト完了		★成果物納品					
		★システム詳細設計完了		★機器搬入完了		★機器本稼働開始				
1. 計画	計画									
2. 設計・構築		設計	構築							
3. テスト				単体	受入	検収				
4. 導入				搬入						
5. 保守								保守対応①		
								保守対応②		
6. その他										破棄

図 2. スケジュール概要

2. 作業の実施内容に関する事項

2. 1. 作業の内容

本調達には、機器の調達、搬入・設置・構築、保守、及び既存機器の廃棄に関する作業を発注するものであり、具体的な作業の工程は以下のとおりとする。なお、納入成果物の構成、詳細については、受注後、PMDA と協議し取り決めること。

2. 1. 1. 計画

ア. プロジェクト実施計画書の作成

アー 1. 受注者はプロジェクト実施計画書の案を作成し、PMDA の承認を得ること。

アー 2. プロジェクト実施計画書の案には、次の内容を含めること。

- ① プロジェクトスコープ
- ② 体制表
- ③ 作業分担
- ④ 作業スケジュール
- ⑤ 文書管理要領
- ⑥ セキュリティ管理要領

2. 1. 2. 設計・構築

ア. 基本設計・詳細設計

アー 1. 受注者は、導入する全ての機器について、要求仕様（別添 1 参照）を満たすよう適切な設計を行い、PMDA の承認を得ること。

イ. 構築

イー 1. 受注者は、導入する全ての機器について、設計に基づき構築すること。

2. 1. 3. テスト

ア. テスト

アー 1. 受注者は、解析用サーバ、高速ストレージ及び大容量ストレージの導入に係るテストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、評価方法等を記載したテスト計画書を作成し、PMDA の承認を得ること。

アー 2. テストの目的は「解析用サーバ及び各ストレージ間のデータ転送速度について、要求仕様を満たすよう設計・構築が行われていることの確認」とすること。

アー 3. テストの具体的な内容については、受注後に PMDA と相談の上、決定すること。

アー 4. 受注者は、テスト計画書に基づき、導入に係るテストを機器搬入後に行うこと。

アー 5. 受注者は、テストの実施結果を PMDA に報告すること。

2. 1. 4. 導入

ア. 物品

アー 1. 本調達仕様書に記述する要求仕様（別添 1 参照）を満たす機器等を納品すること。なお、本調達に係る役務に必要な部材を含むこと。

イ. 導入

イー 1. 受注者は、導入に当たり、情報セキュリティ確保のためのルール遵守や納入成果物の確認方法（例えば、導入場所での調査等についての実施主体、手順、方法等）を定め、PMDA の承認を得ること。

イー 2. 受注者は、計画に基づき、機器等の導入を行うこと。工事で利用する製品等は「電気用品安全法」「JIS 取得」に基づいていること。

ウ. 検収支援

ウー 1. 受注者は、PMDA が機器の検収を実施するに当たり、環境整備、必要な情報の提供等の支援を行うこと。

2. 1. 5. 保守

ア. スポット保守

アー 1. 受注者は機器の納品後、導入機器（ハードウェア及びソフトウェア）の障害発生時（又は発生が見込まれる時）には、PMDA からの連絡を受け、別紙 2 の保守要件に示す障害発生時対応（原因調査、応急措置、報告等）を行うこと。

2. 1. 6. その他

ア. 既存機器の破棄

アー 1. 受注者は、別紙 3 に記載の機器について、破棄作業の計画を作成し、PMDA の承認を得ること。

アー 2. 受注者は、破棄作業手順書に基づき機器を破棄すること。破棄対象の機器は、データの復元が不可能となるよう、設置施設内においてハードディスクドライブを物理的に破壊した上で、設置施設から持ち出し破棄を行うこと。

アー 3. 受注者は、破棄作業結果について、破棄証明書又は証明書に順ずる作業結果報告書の提出により PMDA に報告すること。

イ. 教育用資材の作成

イー 1. 受注者は、以下の事項を含む教育用資材を作成すること。具体的な内容は、受注後に PMDA と相談の上、決定すること。なお、リカバリ手順とは、内臓ストレージを機器納品時点の状態に復元する手順を指す。

- ① 解析用サーバにおけるウイルス定義ファイルの更新手順
- ② 解析用サーバのリカバリ手順
- ③ パーソナルコンピュータ（専用 PC）のリカバリ手順
- ④ パーソナルコンピュータ（作業用 PC）のリカバリ手順
- ⑤ ワークステーションのリカバリ手順
- ⑥ ラップトップコンピュータ（専用 PC）のリカバリ手順
- ⑦ ラップトップコンピュータ（作業用 PC）のリカバリ手順
- ⑧ ネットワークアタッチドストレージのリカバリ手順

2. 2. システム資産簿登録に係る作業

受注者は、PMDA が指定する以下の事項を含めたシステム資産簿登録用シートを、受注後に PMDA と相談の上作成し、合意した時期に提出すること。

ア. IT 機器管理簿

イ. 導入ソフトウェア一覧

- ウ. 資産収集情報詳細
- エ. ハードウェアサポート期限
- オ. ソフトウェアサポート期限
- カ. ソフトウェアライセンス
- キ. ソフトウェア名称
- ク. その他 PMDA が指定する項目

2. 3. 納入成果物の範囲、納品期日等

2. 3. 1. 納入成果物

作業工程別の納入成果物を表 1 に示す。なお、納入成果物の構成、詳細については、受注後、PMDA と協議し取り決めること。

表 1. 工程と納入成果物

項番	工程	納入成果物	納入期日
1	計画	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施計画書 ・プロジェクト実施要領 	契約締結日から 2 週間以内
2	設計・構築	<ul style="list-style-type: none"> ・製品一覧表 ・機器等仕様書 ・基本設計書 ・詳細設計書 ・環境定義書 ・接続仕様書 ・機器設置レイアウト図 ・ラック搭載図 ・配線図 	平成 30 年 7 月 1 日
3	テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・テスト計画書 ・テスト結果報告書 ・テストデータ 	平成 30 年 8 月 31 日
4	導入	<ul style="list-style-type: none"> ・導入計画書 ・導入手順書 	平成 30 年 7 月 31 日
		<ul style="list-style-type: none"> ・導入作業結果報告書 ・ソフトウェア製品一式 ・ハードウェア製品一式 ・機器等取扱説明書 	平成 30 年 8 月 31 日
5	保守	<ul style="list-style-type: none"> ・保守計画書 ・保守手順書 	平成 30 年 8 月 31 日
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存機器の破棄作業計画書 ・既存機器の破棄作業手順書 ・教育用資材 	平成 30 年 8 月 31 日

項番	工程	納入成果物	納入期日
		・ 既存機器の破棄作業報告書	平成 31 年 3 月 31 日
		・ 議事録 ・ 機密情報受理管理簿 ・ 保守対応報告書 ・ データ破棄証明書又は破棄作業報告書	必要に応じて随時提出

2. 3. 2. 納品方法

すべての納入成果物は表 1 に定めた納入期日までに納品すること。なお、納入成果物は、以下の条件を満たすものとする。

- ア. 文書は紙及び光学メディア等（CD-R 又は CD-RW 等）とし、原則として日本語で提供すること。英語で作成されている機器取扱説明書等で日本語での提供が困難な資料は、英語での提供でも差し支えない。なお、それ以外の言語で記載された資料は、日本語訳を合わせて提供すること。
- イ. 紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番（A4 紙）とすること。図表は、必要に応じて、A 列 3 番（A3 紙）縦書き、横書きを使用すること。資料の更新時等に差し換えが可能なようにバインダー方式とすること。
- ウ. 光学メディア等に保存するファイルの形式は、PDF 形式又は Microsoft Office 2013 以上で扱える形式とすること。ただし、PMDA が別に形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。
- エ. 特段の定めのない限り、紙及び光学メディア等については 2 部ずつ提供すること。但し、機器等取扱説明書等で 2 部を提供することが困難な資料については、受注後に PMDA と合意した部数を納品すること。
- オ. 本業務を実施する上で必要となる物品等は、受注者の責任で手配するとともに、その費用を負担すること。

2. 3. 3. 納品場所

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

3. 満たすべき要件に関する事項

3. 1. 情報システム環境

3. 1. 1. 機器の要件

別紙 1 に記載のすべての要件を満たすこと。

3. 1. 2. 搬入・設置

- ア. 解析用サーバ、高速ストレージ及び大容量ストレージは、新霞ヶ関ビル 6 階のサーバ室内の PMDA が指定した領域に搬入・設置すること。これ以外の機器は、新霞ヶ関ビル内の PMDA が指定した領域に搬入・設置すること。
- イ. 機器等の搬入・設置を行うために必要な申請を行うこと。
- ウ. 機器等の搬入・設置を行うための現地事前調査を行うこと。
- エ. 機器等の搬入・設置に際し必要となる部材等の手配を行うこと。
- オ. 機器等の梱包物、搬入の際に資料した養生品及びその他不要となった資材を、設置完了後速やかに撤去し廃棄すること。なお、環境への影響を配慮し、廃棄物は極力削減するように努めること。
- カ. サーバラックの導入時において、指定の領域に機器を設置する際、又は最大荷重が規定値以下となるような措置を講じる際等に、既存の設置機器のサーバ室内における軽微な移動（数メートル程度）が必要な場合には、PMDA の立会いのもと、受注者において対応すること。

3. 1. 3. 機器のセットアップ

導入する機器について、以下の要件を満たすようセットアップを行うこと。なお、特段の記載のない機器については、既存の電源に接続するなど、使用可能な状態とすること。

- ア. 解析用サーバ、高速ストレージ及び大容量ストレージ 各 1 式
 - アー 1. サーバラックに搭載すること。
 - アー 2. 既存の電源に接続し利用可能な状態とすること。
 - アー 3. 機器間を接続するケーブル類の配線並びに接続を行うこと。
 - アー 4. 接続したケーブルは色分けやタグの取付け等、運用・保守作業を考慮して整理・工夫すること。
 - アー 5. オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェアのインストール等を行うこと。
 - アー 6. 解析用サーバから高速ストレージ及び大容量ストレージがそれぞれ単一のストレージデバイスとして認識可能な設定を行うこと。
 - アー 7. 解析用サーバは、PMDA が指定する既存の社内ネットワークに接続し、ネットワークを使用できるように設定すること。また、同一ネットワークセグメントに接続した全てのパーソナルコンピュータ（専用 PC）及びラップトップコンピュータ（専用ラップトップ）より認識可能な状態とすること。
- イ. パーソナルコンピュータ（専用 PC） 4 式

- イー 1. 既存の電源に接続し利用可能な状態とすること。
 - イー 2. オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェアのインストール等を行うこと。なお、工場出荷時に不要なソフトウェアがプリインストールされている場合には、オペレーティングシステムのクリーンインストールを行い、調達要件に定めたミドルウェア等のソフトウェアのみをインストールすること。
 - イー 3. **PMDA** が指定する既存の社内ネットワークに接続し、ネットワークを使用できるよう設定すること。また、同一ネットワークセグメントに接続した解析用サーバが認識可能な状態とすること。
 - イー 4. 同一ネットワークセグメントに接続したレーザープリンターを利用可能な状態にすること。
- ウ. ラップトップコンピュータ（専用ラップトップ） 1 式
- ウー 1. 既存の電源に接続し利用可能な状態とすること。
 - ウー 2. オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェアのインストール等を行うこと。なお、工場出荷時に不要なソフトウェアがプリインストールされている場合には、オペレーティングシステムのクリーンインストールを行い、調達要件に定めたミドルウェア等のソフトウェアのみをインストールすること。
 - ウー 3. **PMDA** が指定する既存の社内ネットワークに接続し、ネットワークを使用できるよう設定すること。また、同一ネットワークセグメントに接続した解析用サーバが認識可能な状態とすること。
 - ウー 4. 同一ネットワークセグメントに接続したレーザープリンターを利用可能な状態にすること。
- エ. パーソナルコンピュータ（作業用 PC） 30 式
- エー 1. 既存の電源に接続し利用可能な状態とすること。
 - エー 2. オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェアのインストール等を行うこと。なお、工場出荷時に不要なソフトウェアがプリインストールされている場合には、オペレーティングシステムのクリーンインストールを行い、調達要件に定めたミドルウェア等のソフトウェアのみをインストールすること。
 - エー 3. **PMDA** が指定する既存の社内ネットワークに接続し、ネットワークを使用できるよう設定すること。また、既存の **ActiveDirectory** ドメインに接続するよう環境設定を行うこと。
 - エー 4. 同一ネットワークセグメントに接続したレーザープリンターを利用可能

な状態にすること。

オ. ワークステーション 1 式

オー 1. 既存の電源に接続し利用可能な状態とすること。

オー 2. オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェアのインストール等を行うこと。なお、工場出荷時に不要なソフトウェアがプリインストールされている場合には、オペレーティングシステムのクリーンインストールを行い、調達要件に定めたミドルウェア等のソフトウェアのみをインストールすること。

オー 3. **PMDA** が指定する既存の社内ネットワークに接続し、ネットワークを使用できるよう設定すること。また、既存の **ActiveDirectory** ドメインに接続するよう環境設定を行うこと。

オー 4. 同一ネットワークセグメントに接続したレーザープリンターを利用可能な状態にすること。

カ. ラップトップコンピュータ（作業用ラップトップ） 4 式

カー 1. オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェアのインストール等を行うこと。なお、工場出荷時に不要なソフトウェアがプリインストールされている場合には、オペレーティングシステムのクリーンインストールを行い、調達要件に定めたミドルウェア等のソフトウェアのみをインストールすること。

キ. レーザープリンター 1 式

キー 1. 既存の電源に接続し利用可能な状態とすること。

キー 2. **PMDA** が指定する既存の社内ネットワークに接続し、ネットワークを使用できるよう設定すること。また、既存の **ActiveDirectory** ドメインに接続した機器より認識可能となるよう環境設定を行うこと。

ク. ネットワークアタッチドストレージ 1 式

クー 1. 既存の電源に接続し利用可能な状態とすること。

クー 2. オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェアのインストール等を行うこと。なお、工場出荷時に不要なソフトウェアがプリインストールされている場合には、オペレーティングシステムのクリーンインストールを行い、調達要件に定めたミドルウェア等のソフトウェアのみをインストールすること。

クー 3. **PMDA** が指定する既存の社内ネットワークに接続し、ネットワークを使用できるよう設定すること。また、同一ネットワークセグメントに接続したパーソナルコンピュータ（作業用 PC）より利用可能な状態にすること。

3. 1. 4. 動作確認

導入した機器のうち以下については、所定の事項を確認するための動作確認を、搬入後の受入テストとして PMDA の立会いの下で実施すること。なお、以下に定めのない機器については、動作確認は必須ではないが、機器が別添 1 の要件を満たしていることを PMDA に説明し承認を得ること。

<動作確認の対象機器>

- ア. 解析用サーバ、高速ストレージ、大容量ストレージ 1 式
- イ. パーソナルコンピュータ（専用 PC） 1 式
- ウ. パーソナルコンピュータ（作業用 PC） 1 式
- エ. ワークステーション 1 式
- オ. ラップトップコンピュータ（専用ラップトップ） 1 式
- カ. ラップトップコンピュータ（作業用ラップトップ） 1 式
- キ. 会議用大型ディスプレイ 1 式
- ク. 会議用中型ディスプレイ 1 式
- ケ. レーザープリンター 1 式
- コ. ネットワークアタッチドストレージ 1 式
- サ. ポータブルハードディスクドライブ 1 式

<確認事項>

- ①導入された機器が別添 1 の要件を満たしていることの確認
- ②導入された機器が通電することで正常に起動することの確認
- ③「3. 1. 3. 機器のセットアップ」の対応が実施されていることの確認

3. 2. 保守

3. 2. 1. 保守の要件

別紙 2 に定める保守対応①及び保守対応②のそれぞれの要件を満たす保守を行うこと。

4. 作業の実施体制・方法に関する事項

4. 1. 作業実施体制

- ア. 受注者は、業務受託後、PMDA に対して作業体制（受注者側の体制図とそれぞれの役割の詳細）を報告し、確認を得て進めること。また、業務の責任者及びリーダー

一にあたる者のスキル（「IT スキル標準（ITSS）」）や資格についてプロジェクト実施計画書に明記すること。

イ．作業を複数業者が連携（再委託を含めて）して実施する等の場合は、参画する各業者の役割分担等をプロジェクト実施計画書に明示すること。

4. 2. 作業場所

ア．受注業務の作業場所（サーバ設置場所等を含む）は、（再委託も含めて）PMDA 内、又は PMDA が承認した日本国内の場所とすること。

イ．PMDA 内での作業においては、必要な手続を行い承認を得た上で実施すること。

ウ．必要に応じて PMDA 職員は現地確認ができるものとする。

4. 3. 作業の管理に関する要領

ア．受注者は、PMDA が承認した導入計画書に基づき、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理等を行うこと。

5. 作業の実施にあたっての遵守事項

5. 1. 基本事項

受注者は、次に掲げる事項を遵守すること。

ア．本業務の遂行に当たり、業務の継続を第一に考え、善良な管理者の注意義務をもって誠実に行うこと。

イ．本業務に従事する要員は、PMDA と日本語により円滑なコミュニケーションを行う能力と意思を有していること。

ウ．本業務の履行場所を他の目的のために使用しないこと。

エ．本業務に従事する要員は、履行場所での所定の名札の着用等、従事に関する所定の規則に従うこと。

オ．要員の資質、規律保持、風紀及び衛生・健康に関すること等の人事管理並びに要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。

カ．受注者は、本業務の履行に際し、PMDA からの質問、検査及び資料の提示等の指示に応じること。また、修正及び改善要求があった場合には、別途協議の場を設けて対応すること。

- キ. 次回の本業務調達に向けた現状調査、PMDA が依頼する技術的支援に対する回答、助言を行うこと。
- ク. PMDA に提出する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

5. 2. 機密保持、資料の取扱い

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、以下のとおりとする。

- ア. 受注者は、現行の LAN 設計書等を参照する必要がある場合等、受注業務の実施の過程で PMDA が開示した情報を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- イ. 受注者は、本受注業務を実施するにあたり、PMDA から入手した資料等については管理簿等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - 複製しないこと。
 - 用務に必要ななくなり次第、速やかに PMDA に返却又は消去すること。
 - 受注業務完了後、上記アに記載される情報を削除又は返却し、受注者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を PMDA に提出すること。
- ウ. 応札希望者についても上記ア、イに順ずること。
- エ. 「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程」の第 52 条に従うこと。
- オ. 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守すること。
- カ. 機密保持の期間は、当該情報が公知の情報になるまでの期間とする。

5. 3. 遵守する法令等

本業務を実施するにあたっての遵守事項は、以下のとおりとする。

- ア. 受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、個人情報保護法等の関連法規に加えて、次の最新版の規定を遵守すること。
 - 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 26 年度版）」（平成 26 年 5 月 19 日情報セキュリティ対策会議）
 - 「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」（平成 26 年 5 月 19 日内閣官房情報セキュリティセンター）
 - 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.2 版（平成 25 年 10 月）」（平成 25 年 10 月厚生労働省）

- イ. 下記の PMDA 内規程を遵守すること。なお、契約締結後本業務を開始するまでの間にこれらの規則について閲覧を希望する場合は、PMDA に連絡すること。
- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 情報システム管理利用規程
 - 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 個人情報管理規程
 - 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構情報セキュリティポリシー
- ウ. 受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生することを防止する観点から、情報の適正な保護・管理対策を実施するとともに、これらの実施状況について、PMDA が定期又は不定期の検査を行う場合においてこれに応じること。情報の漏洩、改ざん、滅失等が発生した場合に実施すべき事項及び手順等を明確にするとともに、事前に PMDA に提出すること。また、そのような事態が発生した場合は、PMDA に報告するとともに、当該手順等に基づき可及的速やかに状況を修復すること。

6. 納入成果物の取扱いに関する事項

6. 1. 知的財産権の帰属

知的財産の帰属は、以下のとおりとする。

- ア. 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、受注者が本件のシステム導入の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、PMDA が所有する現有資産を移行する等して発生した権利を含めて、すべて PMDA に帰属するものとする。
- イ. 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- ウ. 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- エ. 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に PMDA に報告し、承認を得ること。
- オ. 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら PMDA の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理するものとする。この場合、PMDA は係る紛争の事実を知ったときは、

受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者にゆだねる等の協力措置を講ずる。

- カ. 受注者の著作又は一般に公開されている著作について、引用する場合は出典を明示するとともに、受注者の責任において著作者等の承認を得るものとし、PMDAに提出する際は、その旨併せて報告するものとする。

6. 2. 瑕疵担保責任

- ア. 本業務の最終検収後 1 年以内の期間において、納入成果物に関して機器の安定稼働等に関わる瑕疵の疑いが生じた場合であって、PMDA が必要と認めた場合は、受注者は速やかに瑕疵の疑いに関して調査し回答すること。調査の結果、納入成果物に関して瑕疵等が認められた場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に PMDA の承認を得てから着手すると共に、修正結果等について、PMDA の承認を得ること。
- イ. 受注者は、瑕疵担保責任を果たす上で必要な情報を整理し、その一覧を PMDA に提出すること。瑕疵担保責任の期間が終了するまで、それら情報が漏洩しないように、ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本工業標準）に従い、また個人情報を取り扱う場合には JISQ15001（日本工業標準）に従い、厳重に管理をすること。また、瑕疵担保責任の期間が終了した後は、速やかに、それら情報をデータ復元ソフトウェア等を利用してデータが復元されないように完全に消去すること。データ消去作業終了後、受注者は消去完了を明記した証明書を作業ログとともに PMDA に対して提出すること。なお、データ消去作業に必要な機器等については、受注者の負担で用意すること。

6. 3. 検収

納入成果物の作成においては、適宜、PMDA に進捗状況の報告を行うとともに、確認を受ける。最終的な納入成果物については、「2. 3. 1. 納入成果物」に記載のすべてが揃っていること及び確認後の改訂事項等が反映されていることを、PMDA が確認し、内容を了承し次第、検収終了とする。

なお、以下についても遵守すること。

- ア. 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、PMDA の承認を得て指定した日時までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。
- イ. 「納入成果物」に規定されたもの以外にも、必要に応じて提出を求める場合がある

ため、作成資料等を常に管理し、最新状態に保つこと。

7. 入札参加資格に関する事項

7. 1. 入札参加要件

応札希望者は、以下の条件を満たしていること。

- ア. 導入責任部署は ISO9001 又は CMMI レベル 3 以上の認定を取得していること。
- イ. ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本工業標準）のいずれかを取得していること。
- ウ. 導入する機器、オペレーティングシステム、ミドルウェア等の製品に関する資格を持つ等、使用に精通している担当者が作業体制に含まれること。
- エ. 応札時にはハードウェア、ソフトウェアの構成に関する資料の即時提出が可能であること。
- オ. 応札時には、導入作業毎に十分に細分化された工数、概算スケジュールを含む見積り根拠資料の即時提出が可能であること。なお、応札後に PMDA が見積り根拠資料の提出を求めた際、即時に提出されなかった場合には、契約を締結しないことがある。

7. 2. 入札制限

情報システムの調達に公平性を確保するために、以下に示す事業者は本調達に参加できない。

- ア. PMDA の CIO 補佐が現に属する、又は過去 2 年間に属していた事業者等
- イ. 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者等
- ウ. 設計・開発等の工程管理支援業者等
- エ. ア～ウの親会社及び子会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社をいう。以下同じ。）
- オ. ア～ウと同一の親会社を持つ事業者
- カ. ア～ウから委託を受ける等緊密な利害関係を有する事業者

8. 再委託に関する事項

- ア. 受注者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受注業務のうち契約金額の10%を超える業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等をPMDAに申請し、承認を得ること。申請にあたっては、「再委託に関する承認申請書」の書面を作成の上、受注者と再委託先との委託契約書の写し及び委託要領等の写しをPMDAに提出すること。
- イ. 受注者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受注者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、PMDAに報告し、承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受注者が負うこと。
- ウ. 受注者又は本業務の一部の委託を受けた業者（以下この項において「委託元業者」という。）から本業務に係る業務の一部を受けた業者は、当該業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、再委託する業務の範囲及び再委託先等について、委託元業者を通じ、受注者が取りまとめの上、PMDAに申請し、承認を得ること。申請にあたって必要な書類及び手続き並びに本仕様書に定める責務について、上記アに準拠する。なお、再委託された業務に係る最終的な責任は受注者が負うこと。

9. その他特記事項

9. 1. 環境への配慮

環境への負荷を低減するため、以下に準拠すること。

- ア. 本件に係る納入成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成15年7月16日法律第119号）に基づいた製品を可能な限り導入すること。
- イ. 導入する機器等がある場合は、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。

9. 2. その他

- ア. PMDA 全体管理組織（PMO）が担当課に対して指導、助言等を行った場合には、受注者もその方針に従うこと。
- イ. 納品にあたっては、PMDA 及び建物管理者の指示に従うこと。また、必要十分な注意を払い、手押し車（台車）等で納品及び撤去すること。（パレットでの納品及び撤去は禁止とする）

- ウ. 納品にあたってエレベーターを使用する際は、貨物用エレベーターを使用すること。
- エ. 新霞が関ビル駐車場を利用する場合の条件としては以下のとおり。
- オー 1. 大型自動車で搬入する場合：
- 新霞が関ビル 1 階（高速側（六本木通り側））の大型車駐車スペースに止めることが可能である。その際には、新霞が関ビル管理事務所の許可が必要となるため、事前（数日前）に行先部署名、日時、車両番号、車高、使用業者名等を FAX 又は電子メールにて連絡すること。
- オー 2. それ以外の自動車で納品する場合：
- 車の高さの制限：2.5mを超えない高さの自動車とすること。
 - 駐車料金：最初の 20 分までは無料。以後、30 分単位で 300 円ずつ加算。
 - 荷下ろし：地下 1 階駐車場の開いたスペースに車を止め、荷下ろしを行うこと。
 - 荷物搬入：専用エレベーターを利用すること。
- オ. 輸送費その他一切の費用を含むこと。
- カ. 搬入に際し必要となる一切の手続を行うこと。
- キ. 納品日等については、担当職員の指定する日程・時間に行うこと。
- ク. 詳細等については、別途打合せの上決定すること。

10. 附属文書

- 別紙 1 調達の対象とする機器等の要件について
- 別紙 2 調達の対象とする保守の要件について
- 別紙 3 破棄対象の機器について

11. 窓口連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
医療情報活用部 今尾 一隆
電話：03 (3506) 9484
Email：imao-kazutaka@pmda.go.jp

調達の対象とする機器等の要件について

1. 対象機器の具体的な要件

調達の対象となる機器毎に必要な要件は次表の通りとする。

① 解析用サーバ 1 式 に係る要件

①-1	基本要件	<p>ア) サーバ上で稼動するアプリケーションプログラムの実行基盤及びアプリケーションプログラムと実行基盤とのインターフェイスを提供する機能を有するオペレーティングシステムとして、①-22 の要件を満たす日本語対応の商用 UNIX が稼動すること。</p> <p>イ) 高速ストレージ及び大容量ストレージとの接続に適したインターフェイス、ケーブル及び中継装置等を物品に備えること。</p> <p>ウ) 解析用サーバにオペレーティングシステムを導入し、高速ストレージ及び大容量ストレージをそれぞれ独立した単一のストレージデバイスとして認識するよう環境設定を行うこと。</p>
①-2	筐体	<p>ア) サーバ筐体はプロセッサ、メモリ、メインボード、内蔵ディスクドライブ、モニターコンソール装置、電源等を含むものとする。</p> <p>イ) サーバ筐体はラックマウント型とすること。</p> <p>ウ) サーバ前面に LCD ディスプレイ等を装備し、OS や管理コンソールにログインすることなくサーバの起動状態やエラー状況を簡易的に確認できる機能を有すること。</p> <p>エ) 解析用サーバ 1 式、高速ストレージ 1 式、大容量ストレージ 1 式と合わせて、EIA (米国電子工業会) 規格 EIA-310-D に準拠する 19 インチサーバラック計 2 台以内に收容すること。サーバラックはいずれも 24 U 以内のサイズとすること。</p> <p>オ) 解析用サーバ 1 式、高速ストレージ 1 式、大容量ストレージ 1 式を收容したサーバラックについて、サーバラックの全重量をサーバラックが占める床面積で除して算出される最大荷重が 300 kg/m² 以内となること。または、サーバラック・床間に鉄板を敷設する等により、最大荷重が 300 kg/m² 以内となるよう必要な措置を講じること。この場合、鉄板の敷設可能面積は最大 230 cm × 150 cm とすること。</p>
①-3	プロセッサ	<p>以下の条件を満たすプロセッサを搭載すること。また、搭載するプロセッサの合計として、SPECint_rate2006 base 値、またはプロセッサのコア数及びクロック数に基づく SPECint_rate2006 base 推定値が 980 相当以上とすること。</p> <p>ア) 稼動周波数 4.15 GHz 以上の 64 bit プロセッサとすること。</p> <p>イ) コア数 16 以上を有すること (前項を満たすプロセッサを複数個搭載することで達成することでも良い)。</p> <p>ウ) プロセッサあたり計 60 MB 以上のチップ内蔵キャッシュ (L1, L2, L3) を有すること。</p> <p>エ) プロセッサあたり最大で論理 60 スレッド以上の同時処理が可能な性能を有すること。</p> <p>オ) プロセッサからメモリの帯域幅はソケットあたり 190 GB/sec 以上とすること。</p> <p>カ) 実行命令アーキテクチャが公開され、第三者によるアプリケーション開発が可能なプロセッサとして、Power アーキテクチャをベースとしていること。</p>

①-4	プロセッサの可用性	ア) プロセッサにおける命令処理の失敗時に、自動的に別のコアで処理を再実行することが可能であること。
①-5	メモリの搭載容量	ア) 500 GB 以上のメモリを搭載すること。
①-6	メモリの拡張性	ア) 将来想定される処理能力増大の要求に応じて、サーバ導入後に搭載メモリ容量を 1,000 GB 以上に増設可能であること。
①-7	メモリの可用性	ア) マルチビットエラー発生時にハードウェアの処理を止めることなく、自動的に誤りデータを補正して処理を継続できる機能を有すること。
①-8	内臓ストレージ	ア) Serial Attached SCSI 規格に対応する回転数 10,000 rpm 相当以上のハードディスクドライブで構成すること。 イ) 1,000 GB 以上の実効容量 (RAID1 又はミラー構成) を有すること。
①-9	内臓ストレージの構築	ア) 導入するオペレーティングシステムにおいて標準的に採用されているファイルシステムでフォーマットを行い、単一のストレージデバイスとして認識するよう設定すること。
①-10	内臓ストレージの拡張性	ア) 将来想定されるデータ容量増大の要求に応じて、エンクロージャの増設を伴わずに、導入したディスクドライブを入れ替える又は追加する等して、ストレージの物理容量を 2,400 GB 以上に拡張可能であること。
①-11	内臓ストレージの可用性	ア) 単一のディスクドライブに故障等で障害が発生した場合、データの消失や業務停止等を予防するため、複数のディスクドライブを束ねて単一のデバイスとして動作させること。
①-12	内臓ストレージの保守性	ア) サーバの稼働を停止させずに、故障等が発生したディスクドライブの交換が行えること。
①-13	ネットワークインターフェイス	ア) 1000 BASE-T のネットワークインターフェイスを 2 ポート以上備えること。 イ) 管理用イーサネットインターフェイスを 1 ポート以上備え、GUI(Web)又は CLI により管理作業をリモートで実行可能なこと。
①-14	インターフェイスの可用性	ア) 単一の I/O インターフェイスに故障等で障害が発生した場合、他の同一種類の正常な I/O インターフェイスによって自動的に処理が継続できるよう、冗長構成とすること。但し、管理用イーサネットインターフェイスは除く。
①-15	インターフェイスの保守性	ア) サーバを稼働した状態で、障害が発生した I/O インターフェイスを交換可能であること。
①-16	光学ドライブ	ア) DVD-RAM 又は DVD-R のうち 1 つ以上の光学メディアの読み込みに対応したドライブを 1 個備えること。但し、管理コンソール経由で光学メディアからのサーバ起動が可能である場合には、光学ドライブを本機器に物理的に備える必要はない。
①-17	電源装置	ア) サーバを稼働させ続けるために必要な電源容量を供給可能であること。 イ) 解析用サーバ 1 式、高速ストレージ 1 式、大容量ストレージ 1 式と合わせて、200 V / 30 A 電源 3 回路、及び 200 V / 15 A 電源 3 回路の最大 6 回路を利用して稼働すること。
①-18	電源装置の可用性	ア) 単一の電源装置に故障等で障害が発生した場合、他の正常な電源装置によってサーバ稼働に必要な電力の供給が継続できるよう、冗長構成とすること。
①-19	電源装置の保守性	ア) サーバを稼働した状態で、障害が発生した電源装置を交換可能であること。
①-20	電源供給の可用性	ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置 (UPS) 等を利用してサーバを 3 分間以上稼働できる電源容量を供給可能であること。 イ) 1 分を超えて異常が継続した場合は、サーバを自動で正常終了させる機能を有すること。

		<p>ウ) UPS 等の故障時には、UPS 等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続する機能があるか、又は同等の回避策がとれること。</p> <p>エ) UPS 等のバッテリー低下並びに故障等により UPS 等の機能が低下した場合、UPS 等の本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が機能低下を確認可能な機能を有すること。</p>
①-21	モニターコンソール装置	<p>以下の条件を満たすラックマウント式のモニター、キーボード及びポインティングデバイスを搭載すること。</p> <p>ア) キーボード：JIS 標準配列 109A キーボード</p> <p>イ) モニター：17 型以上のカラーモニタ</p>
①-22	オペレーティングシステム	<p>ア) サーバ上で稼動するオペレーティングシステムとして日本語対応の商用 UNIX を備えること。</p> <p>イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。</p> <p>ウ) 日本語入力に必要な標準的なソフトウェアを備えること。</p> <p>エ) 統計解析ソフトウェア SAS[®] 9.4 (SAS Institute Inc.) のサポート対象オペレーティングシステム¹であり、当該オペレーティングシステム上で稼動する当該ソフトウェアについて SAS Institute Inc.によるサポートレベルは A であること。</p> <p>オ) オペレーティングシステム単体でシステム領域データのバックアップが可能な機能を有すること。</p> <p>カ) システム領域データを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。なお、解析用サーバにて当該媒体の読書きを行う為に必要な機器等を備えること。</p>
①-23	コンピュータウイルス検知・駆除ソフトウェア	<p>コンピュータウイルス検知・駆除ソフトウェアとして、以下の条件を満たすソフトウェアを備えること。</p> <p>ア) 運用実績のあるソフトウェアである。</p> <p>イ) 納品時点より有効な正規の永久使用権、又は平成 31 年 3 月 31 日までの期間を有効期間に含む使用権を備える。</p> <p>ウ) インターネット非接続環境でウイルス定義ファイルの更新が可能であること。例えば、他の端末でインターネット上からダウンロードしたウイルス定義ファイルを本サーバ上に持ち込む等の手段により、オフライン環境で更新可能であること。</p>
①-24	ソフトウェアに関するその他の要件	<p>ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム (デバイスドライバプログラム) を備えること。</p> <p>イ) 当該オペレーティングシステムに対応する SAS 9.4 ソフトウェアのシステム必要条件²を全て満たすよう、必要なソフトウェアを備えること。</p> <p>ウ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。</p>

② 高速ストレージ 1 式 に係る要件

②-1	基本要件	ア) 解析用サーバとの接続に適したインターフェイス、ケーブル及び中継装置等を物品に備えること。
-----	------	---

¹ <http://www.sas.com/offices/asiapacific/japan/service/resources/sysreq/hosts/index.html> (平成 30 年 1 月 19 日アクセス)

² <http://www.sas.com/offices/asiapacific/japan/service/resources/sysreq/94/indexts1m0.html> (平成 30 年 1 月 19 日アクセス)

②-2	筐体	<p>ア) 筐体はラックマウント型とすること。</p> <p>イ) 解析用サーバ1式、高速ストレージ1式、大容量ストレージ1式と合わせて、EIA（米国電子工業会）規格 EIA-310-D に準拠する 19 インチサーバラック計 2 台以内に收容すること。サーバラックはいずれも 24 U 以内のサイズとすること。</p> <p>ウ) 解析用サーバ1式、高速ストレージ1式、大容量ストレージ1式を收容したサーバラックについて、サーバラックの全重量をサーバラックが占める床面積で除して算出される最大荷重が 300 kg/m²以内となること。または、サーバラック・床間に鉄板を敷設する等により、最大荷重が 300 kg/m²以内となるよう必要な措置を講じること。この場合、鉄板の敷設可能面積は最大 230cm × 150cm とする。</p>
②-3	ストレージ	<p>ア) 記憶媒体として半導体メモリを使用すること。</p> <p>イ) 85 TB 以上の実効容量（RAID5 構成）を有すること。</p> <p>ウ) ストレージ装置自身にデータを暗号化して格納する機能を有すること。</p> <p>エ) データ書込みが集中した場合、処理の遅延を予防するためにドライブ/モジュール間でデータを再配置する機能を有していること。</p>
②-4	ストレージの構築	<p>ア) 導入するオペレーティングシステムにおいて標準的に採用されているファイルシステムでフォーマットを行い、単一のストレージデバイスとして認識するよう設定すること。</p>
②-5	ストレージの拡張性	<p>ア) 将来想定されるデータ容量増大の要求に応じて、エンクロージャの増設を伴わずに、導入したディスクドライブ/モジュールを入れ替える又は追加する等して、ストレージの合計物理容量を 160 TB 以上に拡張可能であること。</p>
②-6	ストレージの可用性	<p>ア) 単一のドライブ/モジュールに故障等で障害が発生した場合、データの消失や業務停止等を予防するため、複数のドライブ/モジュールを束ねて単一のデバイスとして動作させる等すること。</p> <p>イ) ドライブ/モジュールのスペアを搭載し、稼働中のドライブ/モジュールの故障をシステムが検知した場合は自動でデータを退避するなど、短時間で障害復旧が可能となる機能を有すること。</p>
②-7	ストレージの保守性	<p>ア) 構成ドライブ/モジュールの障害検知と予防検出を行うための情報が収集され、ストレージ装置外部の統合管理システム又はツールに対して SNMP 経由で通知が可能であること。</p> <p>イ) チップ単位の故障に対して機能復旧のためストレージの稼働を停止する必要がないこと（稼働した状態で部品交換が可能であること、又は部品交換作業を必要としないこと）。</p> <p>ウ) サービスを継続したまま前面又は背面から故障部品の交換が可能であること。</p> <p>エ) ドライブ/モジュール障害時の冗長性復活を高速に実行する機構を有すること。</p> <p>オ) ストレージ装置の稼働を継続したまま、ストレージの制御ソフトウェアを更新可能であること。</p>
②-8	ストレージデータ帯域幅	<p>ア) ストレージとしての I/O 性能値が 4,096 byte ブロックの読み込みに対して 1,000,000 IOPS 以上相当であること。</p> <p>イ) 読み込み及び書き込みアクセスに対し、いずれも最短 0.40 ms 未満の応答速度性能を理論上有すること。</p> <p>ウ) 解析用サーバとのデータ転送を 4 GByte/sec 相当以上で行えること。要求されるデータ転送能力が満たされない場合には、同一種類のインターフェイスを複数束ねることでデータ転送能力を増幅する等により、要件を満たすこと。</p>
②-9	ネットワークインターフェイス	<p>ア) 管理用イーサネットインターフェイスを 1 ポート以上備え、GUI(Web)又は CLI により管理作業をリモートで実行可能なこと。</p>

②-10	インターフェイスの可用性	ア) 単一の I/O インターフェイスに故障等で障害が発生した場合、他の同一種類の正常な I/O インターフェイスによって自動的に処理が継続できるよう、冗長構成とすること。但し、管理用イーサネットインターフェイスは除く。
②-11	インターフェイスの保守性	ア) ストレージ装置を稼動した状態で、障害が発生した I/O インターフェイスを交換可能であること。
②-12	電源装置	ア) ストレージ装置を稼動させ続けるために必要な電源容量を供給できること。 イ) 解析用サーバ 1 式、高速ストレージ 1 式、大容量ストレージ 1 式と合わせて、200 V / 30 A 電源 3 回路、及び 200 V / 15 A 電源 3 回路の最大 6 回路を利用して稼動すること。
②-13	電源装置の可用性	ア) 単一の電源装置に故障等で障害が発生した場合、他の正常な電源装置によってストレージ装置稼動に必要な電力の供給が継続できるよう、冗長構成とすること。
②-14	電源装置の保守性	ア) ストレージ装置を稼動した状態で、障害が発生した電源装置を交換可能であること。
②-15	電源供給の可用性	ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置 (UPS) 等を利用してストレージ装置を 3 分間以上稼動できる電源容量を供給可能であること。 イ) 1 分を超えて異常が継続した場合は、ストレージ装置を自動で正常終了させる機能を有すること。 ウ) UPS 等の故障時には、UPS 等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続する機能があるか、又は同等の回避策がとれること。また、UPS 等のバッテリー低下並びに故障等により UPS 等の機能が低下した場合、UPS 本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が確認できる機能を有すること。
②-16	ストレージ装置の可用性	ア) ドライブ/モジュール、コントローラ、電源、ファンが冗長化されており、各部品がそれぞれ同時に 1 箇所故障した場合であっても、サービスを継続可能であること。

③ 大容量ストレージ 1 式 に係る要件

③-1	基本要件	ア) 解析用サーバとの接続に適したインターフェイス、ケーブル及び中継装置等を物品に備えること。
③-2	筐体	ア) 筐体はラックマウント型とすること。 イ) 解析用サーバ 1 式、高速ストレージ 1 式、大容量ストレージ 1 式と合わせて、EIA (米国電子工業会) 規格 EIA-310-D に準拠する 19 インチサーバラック計 2 台以内に収容すること。サーバラックはいずれも 24U 以内のサイズとすること。 ウ) 解析用サーバ 1 式、高速ストレージ 1 式、大容量ストレージ 1 式を収容したサーバラックについて、サーバラックの全重量をサーバラックが占める床面積で除して算出される最大荷重が 300kg/m ² 以内となること。または、サーバラック・床間に鉄板を敷設する等により、最大荷重が 300 kg/m ² 以内となるよう必要な措置を講じること。この場合、鉄板の敷設可能面積は最大 230cm × 150cm とする。
③-3	ストレージ	ア) Serial Attached SCSI 規格に対応する回転数 10,000 rpm 相当以上のハードディスクドライブで構成すること。 イ) 130 TB 以上の実効容量 (RAID6) を有すること。
③-4	ストレージの構築	ア) 導入するオペレーティングシステムにおいて標準的に採用されているファイルシステムでフォーマットを行い、単一のストレージデバイスとして認識するよう設

		定すること。
③-5	ストレージの拡張性	<p>ア) 将来想定されるデータ容量増大の要求に応じて、サーバラックの増設を伴わずに、装置導入後にストレージの物理容量を 10 TB 以上追加可能であること。但し、容量拡張時に、大容量ストレージに保存されている既存のデータは全て損なわれずに、容量拡張後にも利用可能であること。</p> <p>イ) 物理容量を 10 TB 追加した場合であっても最大荷重が 300 kg/m² 以内となるよう必要な措置を予め講じること。</p>
③-6	ストレージの可用性	<p>ア) 単一のディスクドライブに故障等で障害が発生した場合、データ消去や業務停止等の発生を予防するため、複数のディスクドライブを束ねて単一のデバイスとして動作させること。</p>
③-7	ストレージの保守性	<p>ア) ストレージ装置の稼働を停止させずに故障等が発生したディスクドライブの交換が可能であること。</p> <p>イ) 構成ドライブ/モジュールの障害検知と予防検出を行うための情報が収集され、ストレージ装置外部の統合管理システム又はツールに対して SNMP 経由で通知が可能であること。</p> <p>ウ) ストレージ装置の稼働を継続したまま、ストレージの制御ソフトウェアを更新可能であること。</p>
③-8	ストレージデータ帯域幅	<p>ア) ストレージとしての I/O 性能値が 4,096 byte ブロックの読み込みに対して 80,000 IOPS 以上相当であること、または SPC-1 IOPS に対して 80,000 IOPS 以上であること。</p> <p>イ) 解析用サーバとのデータ転送を 3 Gbyte/sec 相当以上で行えること。要求されるデータ転送能力が満たされない場合には、同一種類のインターフェイスを複数束ねることでデータ転送能力を増幅し、要求する要件を満たすこと。</p>
③-9	ネットワークインターフェイス	<p>ア) 管理用イーサネットインターフェイスを 1 ポート以上備え、GUI(Web)又は CLI により管理作業をリモートで実行可能なこと。但し、管理用イーサネットインターフェイスは除く。</p>
③-10	インターフェイスの可用性	<p>ア) 単一の I/O インターフェイスに故障等で障害が発生した場合、他の同一種類の正常な I/O インターフェイスによって自動的に処理が継続できるよう、冗長構成とすること。</p>
③-11	インターフェイスの保守性	<p>イ) ストレージ装置を稼働した状態で、障害が発生した I/O インターフェイスを交換可能であること。</p>
③-12	電源装置	<p>ア) ストレージ装置を稼働させ続けるために必要な電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 解析用サーバ 1 式、高速ストレージ 1 式、大容量ストレージ 1 式と合わせて、200V 30A 電源 3 回路、及び 200V 15A 電源 3 回路の最大 6 回路を利用して稼働すること。</p>
③-13	電源装置の可用性	<p>ア) 冗長構成により、単一の電源装置に故障が発生した場合、他の正常な電源によってストレージ装置稼働に必要な電力の供給が可能であること。</p>
③-14	電源装置の保守性	<p>ア) ストレージ装置を稼働した状態で、障害が発生した電源装置を交換可能であること。</p>
③-15	電源供給の可用性	<p>ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置 (UPS) 等を利用してストレージ装置を 3 分間以上稼働できる電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 1 分を超えて異常が継続した場合は、ストレージ装置を自動で正常終了させる機能を有すること。</p> <p>ウ) UPS 等の故障時には、UPS 等の回路をバイパスして、サーバへの電源供給を継続</p>

		<p>する機能があるか、又は同等の回避策がとれること。</p> <p>エ) UPS 等のバッテリー低下並びに故障等により UPS 等の機能が低下した場合、USP 等の本体前面に供えるインジケータ等その他の手段により、システム管理者が機能低下を確認可能な機能を有すること。</p>
--	--	---

④ パーソナルコンピュータ（専用 PC） 4 式 に係る要件

④-1	筐体	ア) 筐体のサイズが横 170 mm、奥行き 442 mm、高さ 400 mm 以下であること。
④-2	プロセッサ	<p>以下の条件を全て満たすプロセッサを 1 個搭載すること。</p> <p>ア) 稼動周波数が 3.80 GHz 以上である。</p> <p>イ) コア数 4 以上を有する。</p> <p>ウ) 8 スレッド以上の同時処理が可能である。</p> <p>エ) チップ上のキャッシュメモリが 8 MB 以上である。</p>
④-3	メモリの搭載容量	ア) 64 GB 以上のメモリを搭載すること。
④-4	内臓ストレージ	<p>ア) OS 用ストレージとして、物理容量 500 GB 以上の Non-Volatile Memory Express(NVMe)規格 MLC 型フラッシュドライブを 1 台備えること。</p> <p>イ) データ用ストレージとして物理容量 1,000 GB 以上の Serial ATA 規格 HDD (7,200rpm 以上) を 2 台備えること。</p>
④-5	データ用ストレージの可用性	ア) データ用ストレージについて、複数のディスクドライブを束ねて単一のデバイスとして動作させ、単一ディスクドライブの故障時において、データ消去や業務停止等の発生を予防する構成 (RAID1 又は RAID5) をハードウェアレベル (オンボード化) で構築可能とすること。
④-6	インターフェイス	ア) 1000 BASE-T 以上に対応したネットワークインターフェイスとして RJ-45 端子を 1 つ備えること。
④-7	光学ドライブ	ア) DVD-ROM の書込み及び読み込みに対応したドライブを 1 つ備えること。
④-8	メディアカードリーダー	ア) 備えないこと。
④-9	電源装置	ア) パーソナルコンピュータを稼働させ続けるために必要な電源容量を供給可能であること。
④-10	電源	ア) AC 100V 15 A 50/60 GHz 電源で稼働すること。
④-11	電源供給の可用性	<p>ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、無停電電源装置 (UPS) 等を利用して端末及びディスプレイ 1 台を 2 分間以上稼働できる電源容量を供給可能であること。</p> <p>イ) 1 分を超えて異常が継続した場合は、端末を自動で正常終了させる機能を有すること。</p>
④-12	キーボード	<p>以下の条件を全て満たすキーボードを専用 PC1 式につき 1 台備えること。</p> <p>ア) USB 又は PS/2 規格の日本語かな有りテンキー付きキーボードである。</p> <p>イ) Cherry MX 茶軸 (tactile feel)仕様のキースイッチである。</p> <p>ウ) キーボード本体の重量は 1.2 kg 以下である。</p>
④-13	マウス	<p>以下の条件を全て満たすマウスを専用 PC1 式につき 1 台備えること。</p> <p>ア) スクロールホイールを有する 3 ボタン以上の光学式マウスである。</p> <p>イ) マウス本体に収納可能な USB 接続型の無線レシーバ (重量 2.0 g 以下、2.4GHz</p>

		<p>帯の電波を使用)を備え、光学式マウスと無線接続(最大操作距離 10 m)が可能である。</p> <p>ウ) マウス本体サイズは幅 70 mm、奥行き 112 mm、高さ 43 mm 以下である。</p> <p>エ) マウス重量(電池含む)は 110 g 以下である。</p> <p>オ) 単 3 形乾電池 1 本で動作可能とする。</p> <p>カ) Windows 10 で利用可能である。</p>
④-14	オペレーティングシステム	<p>ア) Windows 10 Professional (64bit 日本語版)を備えること。</p> <p>イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。</p> <p>ウ) インターネット非接続環境において、OS 用ストレージを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。</p>
④-15	ビデオインターフェイス	<p>ア) DisplayPort 端子、DVI (デュアルリンク) 端子、HDMI 端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせ、計 3 台のディスプレイを接続するのに必要な端子を備えること。各種変換アダプタを利用して各端子による映像ケーブルが接続可能とすることもよい。</p> <p>イ) DisplayPort 端子、DVI (デュアルリンク) 端子、HDMI 端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせ、計 3 台のディスプレイを同時に接続して利用することが可能なビデオカード(オンボード可)を備えること。</p>
④-16	ディスプレイ	<p>以下の条件を全て満たす同一規格のディスプレイを専用 PC 1 式につき 3 台備えること。</p> <p>ア) 23.8 型以上の IPS 非光沢液晶モニターである。</p> <p>イ) 上部フレーム幅がベゼル領域及び非表示領域合わせて 5.5 mm 以下である。</p> <p>ウ) D-SUB 15 ピン、DisplayPort、DVI、HDMI の入力端子をそれぞれ 1 つ以上備える。</p> <p>エ) 17 cm 以上の昇降が可能である。</p> <p>オ) 90° 縦回転が可能である。</p> <p>カ) チルト 上 35° 以上、下 5° 以上である。</p> <p>キ) 専用スタンドを備える。</p> <p>ク) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品(「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「ディスプレイ」に対して規定されている基本方針に適合した製品)である。</p> <p>ケ) 国際エネルギースタープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品である。</p> <p>コ) それぞれのディスプレイを④-15 ア)に対応するビデオインターフェイスに接続するために必要な映像ケーブル(それぞれ長さ 1.5 m 以上)を備えること。</p>
④-17	オフィスソフト	<p>ア) Microsoft Office Professional 2016 日本語版を備えること。</p>
④-18	拡張スロット	<p>ア) フルハイト PCI Express x8 を搭載可能な空きスロットを 1 つ以上備えること。</p>
④-19	USB ポート	<p>ア) USB3.0 端子の空きポートを筐体前面に 2 つ以上、筐体背面に 2 つ以上備えること。</p>
④-20	セキュリティ	<p>ア) 盗難防止ロックワイヤーを接続可能であること。</p> <p>イ) 適合する盗難防止ロックワイヤー(長さ 1.0 m 以上)を専用 PC 1 式につき 1 つ備えること。</p>
④-21	ソフトウェアに関するその他の要件	<p>ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム(デバイスドライバプログラム)を備えること。</p> <p>イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点</p>

		で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。
--	--	--

⑤ パーソナルコンピュータ（作業用 PC） 30式 に係る要件

⑤-1	筐体	ア) 筐体のサイズが横 110 mm、奥行き 390 mm、高さ 350 mm 以下であること。
⑤-2	プロセッサ	以下の条件を全て満たすプロセッサを 1 個搭載すること。 ア) 稼働周波数が 3.80 GHz 以上である。 イ) コア数 4 以上を有する。 ウ) 8 スレッド以上の同時処理が可能である。 エ) チップ上のキャッシュメモリは 8 MB 以上である。
⑤-3	メモリの搭載容量	ア) 64 GB 以上のメモリを搭載すること。
⑤-4	内臓ストレージ	ア) OS 用ストレージとして、物理容量 500 GB 以上の Non-Volatile Memory Express(NVMe)規格 MLC 型フラッシュドライブを 1 台備えること。 イ) データ用ストレージとして物理容量 1,000 GB 以上の Serial ATA 規格 HDD (7,200rpm 以上) を 2 台備えること。
⑤-5	データ用ストレージの可用性	ア) データ用ストレージについて、複数のディスクドライブを束ねて単一のデバイスとして動作させ、単一ディスクドライブの故障時において、データ消去や業務停止等の発生を予防する構成 (RAID1 又は RAID5) をハードウェアレベル (オンボード化) で構築可能とすること。
⑤-6	インターフェイス	ア) 1000 BASE-T 以上に対応したネットワークインターフェイスとして RJ-45 端子を 1 つ備えること。
⑤-7	光学ドライブ	ア) DVD-ROM の書込み及び読込みに対応したドライブを 1 つ備えること。
⑤-8	メディアカードリーダー	ア) 備えないこと。
⑤-9	電源装置	ア) パーソナルコンピュータを稼働させ続けるために必要な電源容量を供給可能であること。
⑤-10	電源	ア) AC 100 V 15 A 50/60 GHz 電源で稼働すること。
⑤-11	キーボード	ア) PS/2 規格の JIS 標準配列 109A キーボードを備えること。
⑤-12	マウス	ア) スクロール機能を有する 2 つボタン以上の USB 規格有線光学式マウスを備えること。
⑤-13	オペレーティングシステム	ア) Windows 10 Professional (64bit 日本語版) を備えること。 イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。 ウ) インターネット非接続環境において、OS 用ストレージを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。
⑤-14	ビデオインターフェイス	ア) DisplayPort 端子及び DVI (デュアルリンク) 端子をそれぞれ 1 つ以上備えること。各種変換アダプタを利用して各端子による映像ケーブルが接続可能とすることもよい。 イ) DisplayPort 端子及び DVI (デュアルリンク) 端子を介して、2 台のディスプレイを同時に接続して利用することが可能なビデオカード (オンボード可) を備えること。
⑤-15	ディスプレイ	以下の条件を全て満たすディスプレイを作業用 PC 1 式につき 1 台備えること。

		<p>ア) 22.0 型以上の IPS 非光沢液晶モニターである。</p> <p>イ) D-SUB 15 ピン、DisplayPort、DVI の入力端子をそれぞれ 1 つ以上備える。</p> <p>ウ) 14 cm 以上の昇降が可能である。</p> <p>エ) 90° 縦回転が可能である。</p> <p>オ) チルト 上 35° 以上、下 5° 以上である。</p> <p>カ) 専用スタンドを備える。</p> <p>キ) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「ディスプレイ」に対して規定されている基本方針に適合した製品）である。</p> <p>ク) 国際エネルギースタートプログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品である。</p> <p>ケ) D-Sub 15 ピン（ミニ）ケーブル 1.5 m 以上 1 本、DisplayPort ケーブル 1.5 m 以上 1 本、DVI ケーブル 1.5 m 以上 1 本を備えること。</p> <p>（以上、参考製品として EIZO 株式会社製 FlexScan EV2216W-ZGY がある）</p>
⑤-16	オフィスソフト	ア) Microsoft Office Professional 2016 日本語版を備えること。
⑤-17	USB ポート	ア) USB3.0 端子の空きポートを筐体前面に 2 つ以上、筐体背面に 2 つ以上備えること。
⑤-18	セキュリティ	ア) 盗難防止ロックワイヤーを接続可能であること。
⑤-19	キーボード切替器	<p>ア) USB マウス、PS/2 キーボード、DVI 接続ディスプレイを 2 台のコンピュータで切替えて利用可能とするための切替器を、作業用 PC1 式につき 1 個備えること。</p> <p>イ) PS/2 キーボードを接続しない場合であっても利用可能であるよう、必要に応じて電源アダプタ等を備えること。</p>
⑤-20	ソフトウェアに関するその他の要件	<p>ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム（デバイスドライバプログラム）を備えること。</p> <p>イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。</p>

⑥ ワークステーション 1 式 に係る要件

⑥-1	筐体	ア) 筐体のサイズが横 210 mm、奥行き 530 mm、高さ 450 mm 以下であること。
⑥-2	プロセッサ	<p>以下の条件を全て満たすプロセッサを 2 個搭載すること。</p> <p>ア) 稼動周波数が 2.6 GHz 以上である。</p> <p>イ) コア 14 数以上を有する。</p> <p>ウ) 28 スレッド以上の同時処理が可能である。</p> <p>エ) チップ上のキャッシュメモリは 35 MB 以上である。</p> <p>オ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）で定める測定方法により測定した消費電力を当該法で定める複合理論性能で除したエネルギー消費効率が 0.12 相当以下であること。</p>
⑥-3	メモリの搭載容量	ア) 128 GB 以上のメモリを搭載すること。
⑥-4	内臓ストレージ	ア) OS 用ストレージとして、物理容量 500 GB 以上の Non-Volatile Memory Express(NVMe)規格 MLC 型フラッシュドライブを 1 台備えること。（例：HP Z Turbo Drive G2）

		イ)データ用ストレージとして物理容量4,000 GB以上のSerial ATA規格 HDD(7,200 rpm以上)を4台備えること。
⑥-5	データ用ストレージの可用性	ア) データ用ストレージについて、複数のディスクドライブを束ねて単一のデバイスとして動作させ、単一ディスクドライブの故障時において、データ消去や業務停止等の発生を予防する構成(RAID1又はRAID5)をハードウェアレベル(オンボード可)で構築可能とすること。
⑥-6	インターフェイス	ア) 1000 BASE-T以上に対応したネットワークインターフェイスとしてRJ-45端子を1つ以上備えること。
⑥-7	光学ドライブ	ア) DVD-ROMの書き込み及び読み込みに対応したドライブを1つ備えること。
⑥-8	メディアカードリーダー	ア) 備えないこと。
⑥-9	電源装置	ア) ワークステーションを稼働させ続けるために必要な電源容量を供給できること。
⑥-10	電源	ア) 20 A以下のAC 100 V 50/60 GHz電源で稼働すること。
⑥-11	電源供給の可用性	ア) 入力電源に停電等の以上が発生した場合、無停電電源装置(UPS)等を利用して端末及びディスプレイ1台を2分間以上稼働できる電源容量を供給可能であること。 イ) 1分を超えて異常が継続した場合は、端末を自動で正常終了させる機能を有すること。
⑥-12	キーボード	ア) PS/2規格のJIS標準配列109Aキーボードを備えること。
⑥-13	マウス	ア) スクロール機能を有する2つボタン以上のUSB規格有線光学式マウスを備えること。
⑥-14	オペレーティングシステム	ア) Windows 7 Professional(64bit 日本語版)を備えること。Windows 10 Professionalからのダウングレード権を利用して備えることでもよい。 イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。 ウ) インターネット非接続環境において、OS用ストレージを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。
⑥-15	ビデオインターフェイス	ア) DisplayPort端子、DVI(デュアルリンク)端子、HDMI端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせ、計2台のディスプレイを接続するのに必要な端子を備えること。各種変換アダプタを利用して各端子による映像ケーブルが接続可能とすることでもよい。 イ) DisplayPort端子、DVI(デュアルリンク)端子、HDMI端子のいずれか又はそれぞれを組み合わせ、2台のディスプレイを同時に接続して利用することが可能なビデオカード(オンボード可)を備えること。
⑥-16	ディスプレイ	以下の条件を全て満たすディスプレイを1台備えること。 ア) 27.0型以上のIPS非光沢液晶モニターである。 イ) DisplayPort、HDMI、USB TypeCの入力端子をそれぞれ1つ以上備える。 ウ) 17cm以上の昇降が可能である。 エ) 90°縦回転が可能である。 オ) チルト 上35°以上、下5°以上である。 カ) 専用スタンドを備える。 キ) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品(「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「ディスプレイ」に対して規定されている基本方針に適合した製品)である。 ク) 国際エネルギースタープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行

		<p>われた製品である。</p> <p>ケ) DisplayPort ケーブル 2 m 以上 1 本、HDMI ケーブル 2 m 以上 1 本を備える。</p>
⑥-17	オフィスソフト	ア) Microsoft Office Professional 2016 日本語版を備えること。
⑥-18	USB ポート	ア) USB3.0 端子の空きポートを筐体前面に 2 つ以上、筐体背面に 2 つ以上備えること。
⑥-19	セキュリティ	<p>ア) 盗難防止ロックワイヤーを接続可能であること。</p> <p>イ) 適合する盗難防止ロックワイヤー (長さ 1.0 m 以上) を 1 つ備えること。</p>
⑥-20	ソフトウェアに関するその他の要件	<p>ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム (デバイスドライバプログラム) を備えること。</p> <p>イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。</p>

⑦ ラップトップコンピュータ (専用ラップトップ) 1 式 に係る要件

⑦-1	筐体	ア) 筐体のサイズが横 350 mm、奥行き 350 mm、厚さ 20 mm、バッテリーを含む重さ 1.5 kg 以下であること。
⑦-2	プロセッサ	<p>以下の条件を全て満たすプロセッサを 1 個搭載すること。</p> <p>ア) 稼動周波数が 2.50 GHz 以上である。</p> <p>イ) コア数 4 以上を有する。</p> <p>ウ) チップ上のキャッシュメモリは 8 MB 以上である。</p>
⑦-3	メモリの搭載容量	ア) 16 GB 以上のメモリを搭載すること。
⑦-4	内臓ストレージ	ア) 物理容量 500 GB 以上の Non-Volatile Memory Express(NVMe)規格フラッシュドライブを 1 個備えること。
⑦-5	インターフェイス	<p>ア) 1000 BASE-T に対応したネットワークインターフェイスとして RJ-45 端子を 1 つ備えること、または RJ-45 端子が利用可能な専用アダプタ等を備えること。</p> <p>イ) IEEE 802.11 ac/a/b/g/n に対応した無線 LAN インターフェイスをラップトップコンピュータ本体に内蔵すること。</p> <p>ウ) Bluetooth v4.0 以上を備えること。</p>
⑦-6	光学ドライブ	ア) 備えないこと。
⑦-7	電源	ア) AC 100V 15A 50/60GHz 電源で利用可能な AC アダプタ、電源コードを備えること。
⑦-8	電池	<p>ア) 固定式のリチウムイオンバッテリーとすること。</p> <p>イ) JEITA バッテリー動作時間測定法 (ver2.0) で 14 時間以上動作すること。</p>
⑦-9	キーボード	ア) 6 列 89 キーの日本語キーボードを備えること。
⑦-10	トラックパッド	ア) 備えること。
⑦-11	オペレーティングシステム	<p>ア) Windows 10 Professional (64bit 日本語版) を備えること。</p> <p>イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。</p> <p>ウ) インターネット非接続環境において、内臓ストレージを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。また、必要に応じて、ラップトップコンピュータで記録媒体の読書きを行う為に必要な物品を備えること。</p>

⑦-12	ビデオインターフェイス	ア) HDMI ポートを1つ備えること。
⑦-13	ディスプレイ	ア) LED バックライトつき 14.0 型以上の非光沢 IPS 液晶を備えること。 イ) 10 点以上のマルチタッチ操作が可能であること。
⑦-14	オフィスソフト	ア) Microsoft Office Professional 2016 日本語版を備えること。
⑦-15	USB ポート	ア) フルサイズの USB3.0 ポートを2つ以上備えること。 イ) Type-C USB3.1 ポートを2つ以上備えること。
⑦-16	セキュリティ	ア) 盗難防止ロックワイヤーを接続可能であること。 イ) 適合する盗難防止ロックワイヤー（長さ 1.0 m 以上）を1つ備えること。 ウ) TCG V2.0 準拠のハードウェアチップを搭載すること。 エ) ハードディスクパスワードロック機能を備えること。 オ) BIOS パスワードロック機能を備えること。
⑦-17	ソフトウェアに関するその他の要件	ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム（デバイスドライバプログラム）を備えること。 イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。
⑦-18	その他の要件	ア) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「電子計算機」に対して規定されている基本方針に適合した製品）であること。 イ) 国際エネルギースタープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品であること。

⑧ ラップトップコンピュータ（作業用ラップトップ）4式に係る要件

⑧-1	筐体	ア) 筐体のサイズが横 350 mm、奥行き 350 mm、厚さ 20 mm、バッテリーを含む重さ 1.5 kg 以下であること。
⑧-2	プロセッサ	以下の条件を全て満たすプロセッサを1個搭載すること。 ア) 稼動周波数が 2.50 GHz 以上である。 イ) コア数 4 以上を有する。 ウ) チップ上のキャッシュメモリは 8 MB 以上である。
⑧-3	メモリの搭載容量	ア) 16 GB 以上のメモリを搭載すること。
⑧-4	内蔵ストレージ	ア) 物理容量 500 GB 以上の Non-Volatile Memory Express(NVMe)規格フラッシュドライブを1個備えること。
⑧-5	インターフェイス	ア) IEEE 802.11 ac/a/b/g/n に対応した無線 LAN インターフェイスをラップトップコンピュータ本体に内蔵すること。 イ) Bluetooth v4.0 以上を備えること。
⑧-6	光学ドライブ	ア) 備えないこと。
⑧-7	電源	ア) AC 100V 15A 50/60GHz 電源で利用可能な AC アダプタ、電源コードを備えること。
⑧-8	電池	ア) 固定式のリチウムイオンバッテリーとすること。 イ) JEITA バッテリー動作時間測定法 (ver2.0) で 14.5 時間以上動作すること。

⑧-9	キーボード	ア) 6列 89キーの日本語キーボードを備えること。
⑧-10	トラックパッド	ア) 備えること。
⑧-11	オペレーティングシステム	ア) Windows 10 Professional (64bit 日本語版) を備えること。 イ) 納品時点より有効な正規の使用権を備えること。 ウ) インターネット非接続環境において、内臓ストレージを機器納品時点の状態に復元することが可能なように、必要な情報を記録した記録媒体を一式備えること。また、必要に応じて、ラップトップコンピュータで記録媒体の読書きを行う為に必要な物品を備えること。
⑧-12	ビデオインターフェイス	ア) HDMI ポートを1つ備えること。
⑧-13	ディスプレイ	ア) LED バックライトつき 14.0 型以上の非光沢 IPS 液晶を備えること。 イ) 10 点以上のマルチタッチ操作が可能であること。
⑧-14	オフィスソフト	ア) Microsoft Office Professional 2016 日本語版を備えること。
⑧-15	USB ポート	ア) フルサイズの USB3.0 ポートを 2 つ以上備えること。 イ) Type-C USB3.1 ポートを 2 つ以上備えること。
⑧-16	セキュリティ	ア) 盗難防止ロックワイヤーを接続可能であること。 イ) TCG V2.0 準拠のハードウェアチップを搭載すること。 ウ) ハードディスクパスワードロック機能を備えること。 エ) BIOS パスワードロック機能を備えること。
⑧-17	ソフトウェアに関するその他の要件	ア) オペレーティングシステム上で稼動する全ての機器を制御するプログラム (デバイスドライバプログラム) を備えること。 イ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。
⑧-18	その他の要件	ア) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品 (「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「電子計算機」に対して規定されている基本方針に適合した製品) であること。 イ) 国際エネルギースタープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品であること。

⑨ レーザープリンター 1式 に係る要件

⑨-1	印刷速度	ア) A4 横送りにて毎分約 30 枚以上で片面印刷可能であること。
⑨-2	用紙サイズ	ア) A3 サイズまで印刷可能であること。
⑨-3	カラー	ア) カラー及び白黒印刷が可能であること。
⑨-4	解像度	ア) 1,200 dpi 相当以上で印刷可能であること。
⑨-5	印字方式	ア) レーザー転写方式であること。 イ) 自動両面印刷が可能であること。
⑨-6	本体サイズ	ア) 幅 50 cm 奥行き 61 cm 高さ 65 cm 以下であること。
⑨-7	本体重量	ア) 60 kg 以下であること。
⑨-8	トレイ容量	ア) オートシートフィーダを利用可能であること。

		イ) 給紙可能枚数は全カセットを合わせて 600 枚 (64 g/m ² 普通紙) 以上であること。 ウ) A4 紙を搭載可能な用紙カセット、及び A3 紙を搭載可能な用紙カセットをそれぞれ 1 つ以上備えること。また、手差しトレイを備えること。
⑨-9	電源	ア) AC 100 V 15A 50/60 GHz 電源で稼動すること。
⑨-10	最大消費電力	ア) 1,500 W 以下であること。
⑨-11	インターフェイス	ア) ネットワーク上の端末に接続するためのインターフェイス (1000BASE-T 等) をもつこと。
⑨-12	管理	ア) ネットワーク上の端末からの遠隔操作により状態確認、設定の可能な機能を持つこと。 イ) 単一のインストールプログラムからドライバがインストール可能であること。
⑨-13	その他の要件	ア) Windows 7 以上で利用可能であること。 イ) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品 (「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「プリンタ」に対して規定されている基本方針に適合した製品) であること。 ウ) 国際エネルギースタープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品であること。 エ) エコマークを取得した製品であること。

⑩ ネットワークアタッチドストレージ 1 式 に係る要件

⑩-1	筐体	ア) 最大 12 台の 3.5 インチハードディスクドライブを搭載可能であること。 イ) 最大 4 台の 2.5 インチハードディスクドライブを搭載可能であること。
⑩-2	サイズ	ア) 幅 40cm、奥行き 35cm、高さ 35cm 以下であること。
⑩-3	重量	ア) ハードディスクドライブ非搭載時に 15kg 以下であること。
⑩-4	プロセッサ	以下の条件を全て満たすプロセッサを 1 個搭載すること。 ア) 稼動周波数が 2.2GHz 以上である。 イ) コア数 6 以上を有する。 ウ) 12 以上のスレッドを同時に実行可能である。 エ) チップ上のキャッシュメモリは 9 MB 以上である。
⑩-5	メモリの搭載容量	ア) 64 GB 以上のメモリを搭載すること。
⑩-6	ストレージ	ア) 物理容量 200 GB 以上の Serial ATA 規格 2.5 インチ SSD を 4 台備えること。 イ) 実効容量 10,000 GB 以上(RAID5)となるよう Serial ATA 規格 3.5 インチ HDD (7,200rpm 以上) を備えること。なお、複数のディスクドライブを束ねて単一のデバイスとして動作させ、単一ディスクの故障時にデータ消失を防止すること。
⑩-7	インターフェイス	ア) 10G BASE-T に対応したネットワークインターフェイスを 2 ポート以上備えること。 イ) 1000 BASE-T 以上に対応したネットワークインターフェイスを 4 ポート以上備えること。
⑩-8	USB ポート	ア) USB3.0 端子の空きポートを筐体前面に 1 つ以上、筐体背面に 2 つ以上備えること。
⑩-9	電源	ア) AC 100V 20A 50/60GHz 電源で稼動すること。
⑩-10	電源供給の可用性	ア) 入力電源に停電等の異常が発生した場合、ネットワークアタッチドストレージを

		2 分間以上稼働できる電源容量を供給可能な無停電電源装置（UPS）を備えること。
--	--	--

⑪ 会議用大型ディスプレイ 1 式 に係る要件

⑪-1	ディスプレイ	<p>ア) 最大 10 点の接触点を認識可能な、60 型以上のタッチパネル式液晶ディスプレイを 1 つ備えること。</p> <p>イ) 映像入力として HDMI 端子を 3 つ以上、D-Sub 端子を 1 つ以上、DisplayPort 端子を 1 つ以上備えること。</p>
⑪-2	ディスプレイコントローラ	<p>ア) ディスプレイ本体に内蔵又は外付けすることで、ホスト用コンピュータを別途用意することなく、電子ホワイトボード機能が利用可能となる専用コントローラ 1 式を備えること。</p> <p>イ) ディスプレイコントローラには LAN 端子、DisplayPort 端子、D-Sub 端子をそれぞれ 1 つ以上備えること。また、USB3.0 ポート及び USB2.0 ポートをそれぞれ 2 つ以上備えること。</p> <p>ウ) オペレーティングシステムとして、Windows 7 相当以上（日本語版）を備えること。また、納品時点より有効な正規の使用権を備えること。</p> <p>エ) Microsoft Office Professional 2016 日本語版を備えること。</p> <p>オ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。</p> <p>カ) 無線 LAN 経由で接続した端末からの映像を投影可能な機能を有すること。</p>
⑪-3	電子ホワイトボード機能	<p>次の機能を利用可能な、ディスプレイと連携した専用ソフトウェアを備えること。</p> <p>ア) ディスプレイで表示している Microsoft Office（Word, Excel, PowerPoint）製品の電子ファイル上に、タッチパネル操作を介して手書きで文字や図形を挿入できる。</p> <p>イ) 専用ソフトウェアによりホワイトボードを模した画面上に、タッチパネル操作を介して手書きで文字や図形を挿入できる。また、100 ページ相当のホワイトボード情報を 1 つの電子ファイルとして保存できる。</p> <p>ウ) ディスプレイコントローラが所属するネットワーク上に存在する最大 50 台の端末について、専用ソフトウェアを搭載することで、電子ホワイトボード画面を共有することができる。</p>
⑪-4	スタンド	<p>ア) 画面中心位置の高さを 130 cm から 160 cm の間のいずれかの地点に調整可能なキャスター付スタンドを備えること。</p> <p>イ) スタンド本体の重量は 45 kg 以下とすること。</p>
⑪-5	その他の要件	<p>ア) HDMI ケーブル 5.0 m 以上 1 本、DisplayPort ケーブル 5.0 m 以上 1 本を備えること。</p>

⑫ 会議用中型ディスプレイ 1 式 に係る要件

⑫-1	ディスプレイ	<p>ア) 最大 10 点の接触点を認識可能な、50 型以上のタッチパネル式液晶ディスプレイを 1 つ備えること。</p> <p>イ) 映像入力として HDMI 端子を 2 つ以上、D-Sub 端子を 1 つ以上、DisplayPort 端子を 1 つ以上備えること。</p>
-----	--------	--

⑫-2	ディスプレイコントローラ	<p>ア) ディスプレイ本体に内蔵又は外付けすることで、ホスト用コンピュータを別途用意することなく、電子ホワイトボード機能が利用可能な専用コントローラ 1 式を備えること。</p> <p>イ) ディスプレイコントローラには LAN 端子、DisplayPort 端子、D-Sub 端子をそれぞれ 1 つ以上備えること。また、USB3.0 ポート及び USB2.0 ポートをそれぞれ 2 つ以上備えること。</p> <p>ウ) オペレーティングシステムとして、Windows 7 相当以上（日本語版）を備えること。また、納品時点より有効な正規の使用権を備えること。</p> <p>エ) Microsoft Office Professional 2016 日本語版を備えること。</p> <p>オ) 導入するオペレーティングシステム及び全てのソフトウェアについて、納品時点で利用可能な最新のパッチを適用すること。また、運用開始にあたりライセンス認証等が求められるソフトウェアについては、ライセンス認証を行うこと。</p>
⑫-3	電子ホワイトボード機能	<p>次の機能を利用可能な、ディスプレイと連携した専用ソフトウェアを備えること。</p> <p>ア) ディスプレイで表示している Microsoft Office（Word, Excel, PowerPoint）製品の電子ファイル上に、タッチパネル操作を介して手書きで文字や図形を挿入できる。</p> <p>イ) 専用ソフトウェアによりホワイトボードを模した画面上に、タッチパネル操作を介して手書きで文字や図形を挿入できる。また、100 ページ相当のホワイトボード情報を 1 つの電子ファイルとして保存できる。</p> <p>ウ) ディスプレイコントローラが所属するネットワーク上に存在する最大 50 台の端末について、専用ソフトウェアを搭載することで、電子ホワイトボード画面を共有することができる。</p>
⑫-4	スタンド	<p>ア) 画面中心位置の高さを 130 cm から 160 cm の間のいずれかの地点に調整可能なキャスター付スタンドを備えること。</p> <p>イ) スタンド本体の重量は 35 kg 以下とすること。</p>
⑫-5	その他の要件	<p>ア) HDMI ケーブル 5.0 m 以上 1 本、DisplayPort ケーブル 5.0 m 以上 1 本を備えること。</p>

⑬ 液晶ディスプレイ A 1 1 式 に係る要件

⑬-1	ディスプレイ	<p>ア) 22.0 型以上の IPS 非光沢液晶モニターである。</p> <p>イ) D-SUB 15 ピン、DisplayPort、DVI の入力端子をそれぞれ 1 つ以上備える。</p> <p>ウ) 14 cm 以上の昇降が可能である。</p> <p>エ) 90° 縦回転が可能である。</p> <p>オ) チルト 上 35° 以上、下 5° 以上である。</p> <p>カ) 専用スタンドを備える。</p> <p>キ) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「ディスプレイ」に対して規定されている基本方針に適合した製品）である。</p> <p>ク) 国際エネルギースタープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品である。</p> <p>（以上、参考製品として EIZO 株式会社製 FlexScan EV2216W-ZGY がある）</p>
⑬-2	キーボード切替器	<p>ア) USB マウス、PS/2 キーボード、DVI 接続ディスプレイを 2 台のコンピュータで切替えて利用可能とするための切替器を、作業用 PC1 式につき 1 個備えること。</p>

		イ) PS/2 キーボードを接続しない場合であっても利用可能であるよう、必要に応じて電源アダプタ等を備えること。
⑬-3	その他の要件	ア) D-Sub 15 ピンケーブル 1.5 m 以上を 1 本備えること。 イ) DisplayPort 映像ケーブル 1.5 m 以上を 1 本備えること。 ウ) DVI 映像ケーブル 1.5 m 以上を 1 本備えること。

⑭ 液晶ディスプレイ B 1 式 に係る要件

⑭-1	ディスプレイ	ア) 23.8 型以上の IPS 非光沢液晶モニターである。 イ) 上部フレーム幅がベゼル領域及び非表示領域合わせて 5.5 mm 以下である。 ウ) D-SUB 15 ピン、DisplayPort、DVI、HDMI の入力端子をそれぞれ 1 つ以上備える。 エ) 17 cm 以上の昇降が可能である。 オ) 90° 縦回転が可能である。 カ) チルト 上 35° 以上、下 5° 以上である。 キ) 専用スタンドを備える。 ク) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「ディスプレイ」に対して規定されている基本方針に適合した製品）である。 ケ) 国際エネルギースタープログラムに適合し、主管省庁に届け出を行い、登録が行われた製品である。
⑭-2	その他の要件	ア) DisplayPort 映像ケーブル 2 m 以上を 1 本備えること。 イ) DVI 映像ケーブル 2 m 以上を 1 本備えること。

⑮ ポータブルハードディスクドライブ 10 式 に係る要件

⑮-1	ストレージ容量	ア) 物理容量 1,000 GB 以上であること。
⑮-2	インターフェイス	ア) USB3.0 規格でデータ転送が可能であること。
⑮-3	サイズ	ア) 幅 10 cm、奥行き 13 cm、高さ 3 cm 以下であること。
⑮-4	重量	ア) 250 g 以下であること。
⑮-5	電源	ア) USB バスパワーで稼動可能であること。
⑮-6	セキュリティ	ア) ハードウェアに AES256 相当以上のデータ暗号化機能を備えていること
⑮-7	その他の要件	ア) RoHS 指令準拠であること。 イ) Windows 7 相当以上にて利用可能であること。 ウ) USB 3.0 ケーブル 15 cm 以上 1 本を含むこと。 エ) NTFS 形式でフルフォーマットを行い、テスト用の文字列が書き込まれた 1,000 Byte 未満のテキストファイルを作成し、ドライブ全体を暗号化した状態で納品すること。また、復号用パスワードが記載された資料を納品物に含めること。

⑯ プレゼンテーションポインター 10 式 に係る要件

⑩-1	基本要件	ア) レーザー光を使わずに、コンピュータ画面上の一点を指し示す機能を有すること。 また、一点を指し示すポイントの色を 10 色以上切替えられること。 イ) コンピュータを直接操作することなく、プレゼンテーションのスライド送り及び戻りの操作が可能な機能を有すること。 ウ) 単一の受信機により 5 台以上のプレゼンテーションポインター本体を認識可能であること。また、相互に利用可能であること。
⑩-2	コンピュータ操作可能範囲	ア) コンピュータから最大約 15m 離れた位置から操作可能であること。
⑩-3	本体サイズ	ア) 幅 4 cm、奥行き 13 cm、高さ 3 cm 以下であること。
⑩-4	重量	ア) 65 g 以下であること（電池含む）。
⑩-5	電源	ア) 単 4 形アルカリ乾電池 2 本で動作可能であること。

⑪ レーザーポインター 5 式 に係る要件

⑪-1	発光部	ア) 半導体レーザーであること。
⑪-2	レーザー波長	ア) 510 nm から 520 nm（緑色光）であること。
⑪-3	最大出力	ア) 1mW 以下であること。
⑪-4	ビーム到達距離	ア) 100 m 以上（暗室利用時）であること。
⑪-5	ビーム径	ア) 最大 40 mm（照射位置までの距離 3 m の場合）であること。
⑪-6	重量	ア) 75 g 以下であること（電池含む）。
⑪-7	電源	ア) 単 4 形アルカリ乾電池 2 本で動作可能であること。

⑫ 無線式キーボード 2 式 に係る要件

⑫-1	キーボード	ア) テンキーレスの 83 キー日本語かな有りキーボードであること。
⑫-2	キータイプ	ア) パンタグラフ形式であること。 イ) キーストローク 1.5 mm から 2.5 mm であること。
⑫-3	本体サイズ	ア) 幅 290 mm、奥行き 128 mm、高さ 22.0 mm 以下であること。
⑫-4	本体重量	ア) 380 g 以下（電池を含まない）であること。
⑫-5	インターフェース	ア) USB 接続型の無線レシーバ（重量 3.0 g 以下、2.4GHz 帯の電波を使用）であること。
⑫-6	電源	ア) 単 4 形アルカリ乾電池 2 本で動作可能であること。
⑫-7	その他の要件	ア) Windows 10 で利用可能であること。

⑬ 無線式マウス 2 式 に係る要件

⑬-1	マウス	ア) スクロールホイールを有すること。
⑬-2	本体サイズ	ア) 幅 70 mm、奥行き 112 mm、高さ 43 mm 以下であること。
⑬-3	本体重量	ア) 110 g 以下であること（電池含む）。

⑱-4	インターフェース	ア) マウス本体に収納可能な USB 接続型の無線レシーバ（重量 3.0 g 以下、2.4GHz 帯の電波を使用）であること。
⑱-5	電源	ア) 単 3 形乾電池 1 個で動作すること。
⑱-6	その他	ア) 最大操作距離 10 m であること。 イ) Windows 10 OS で利用可能であること。

⑳ ウイルス対策ソフトウェア 1 式 に係る要件

㉑-1	基本要件	ア) Symantec Endpoint Protection 14 であること。 イ) インターネット非接続環境でソフトウェアのインストールが可能なように、必要な情報を記録した光学メディアを一式備えること。
㉑-2	利用環境	ア) Windows Server 2008 R2 ×1 台 イ) Windows 7 (64 bit) または Windows 10 (64 bit) ×50 台
㉑-3	利用権	ア) 納品時点から 5 年間以上有効な正規の利用権を備えること。

以上

調達の対象とする保守の要件について

1. 保守対応①：サーバ等に対する保守要件

以下の要件に対応すること。

1. 1) 対象機器

- ア. 解析用サーバ 1 式
- イ. 高速ストレージ 1 式
- ウ. 大容量ストレージ 1 式

1. 2) 基本要件

- ア. 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く平日 9 時から 17 時を含む時間帯の電話受付/障害対応体制がとれること。
- イ. 1. 3) 及び 1. 4.) に定める保守を機器等納品時点より継続的に行うこと。
- ウ. 保守契約期間は 1. 1) に定める機器等の納品時点より平成 31 年 3 月 31 日までとすること。
- エ. メーカー保守で対応する機器については、対応する窓口の問い合わせ先（電話番号及び電子メールアドレス）を提示すること。

1. 3) ソフトウェア保守要件

- ア. なし。

1. 4) ハードウェア保守要件

- ア. PMDA が実施する原因の切り分けによりハードウェアに起因する可能性が高いと判明した障害（故障含む）について、PMDA の依頼を受け、PMDA と障害内容の確認及びオンサイト保守の開始時刻等を調整すること。
- イ. 保守は次の内容を含むこと。
 - (1) 機器の修理、故障部品の交換
 - (2) 消耗した無停電電源装置のバッテリー交換
 - (3) ストレージを構成するドライブ/モジュールの故障発生時においては、故障したドライブ/モジュールの交換（消失したデータの復元は含まない）
- ウ. ストレージを構成するドライブ/モジュールの交換を実施する場合、若しくはドライブ/モジュールを含む機器全体の交換を実施する場合、不要となったドライブ/モジュールについて、以下のいずれかの対応をとること。
 - (1) データの復元が不可能となるよう、導入施設内においてドライブ/モジュールを物理的に破壊した上で、導入施設から持ち出すこと。また、ドライブ/モジュールを破壊した方法及びその結果を保守作業報告書等に記載の上、提出すること。
 - (2) 不要となったドライブ/モジュールを PMDA に譲渡すること。

2. 保守対応②：その他機器に対する保守要件

以下の要件に対応すること。

2. 1) 対象機器

- ア. パーソナルコンピュータ（専用 PC） 4 式
- イ. パーソナルコンピュータ（作業用 PC） 30 式
- ウ. ワークステーション 1 式
- エ. ラップトップコンピュータ（専用ラップトップ） 1 式
- オ. ラップトップコンピュータ（作業用ラップトップ） 4 式
- カ. レーザープリンター 1 式
- キ. ネットワークアタッチドストレージ 1 式
- ク. 会議用大型ディスプレイ 1 式
- ケ. 会議用中型ディスプレイ 1 式

2. 2) 基本要件

- ア. 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く平日 9 時から 17 時を含む時間帯の電話受付/障害対応体制がとれること。
- イ. 2. 3) 及び 2. 4.) に定める保守を機器等納品時点より継続的に行うこと。
- ウ. 保守契約期間は 2. 1) に定める機器等の納品時点より 5 年間とすること。
- エ. メーカー保守で対応する機器については、対応する窓口の問い合わせ先（電話番号及び電子メールアドレス）を提示すること。

2. 3) ソフトウェア保守要件

- ア. なし。

2. 4) ハードウェア保守要件

- ア. PMDA が実施する原因の切り分けによりハードウェアに起因する可能性が高いと判明した障害（故障含む）について、PMDA の依頼を受け、PMDA と障害内容の確認及びオンサイト保守の開始時刻等を調整すること。
- イ. 保守は次の内容を含むこと。
 - （1）機器の修理、故障部品の交換
 - （2）消耗した無停電電源装置のバッテリー交換
 - （3）ストレージを構成するドライブ/モジュールの故障発生時においては、故障したドライブ/モジュールの交換（消失したデータの復元は含まない）
- ウ. ストレージ装置の構成要素のうちドライブ/モジュールの交換を実施する場合、若しくはドライブ/モジュールを含むストレージ装置全体の交換を実施する場合、不要となったドライブ/モジュールについて、以下のいずれかの対応をとること。
 - （1）データの復元が不可能となるよう、導入施設内においてドライブ/モジュールを物理

的に破壊した上で、導入施設から持ち出すこと。また、ドライブ/モジュールを破壊した方法及びその結果としてデータの復元が不可能となった旨を保守作業報告書等に記載の上、提出すること。

(2) 不要となったドライブ/モジュールを PMDA に譲渡すること。

3. 保守対応を要しない機器

特に定めのない機器等については、保守の対象とする必要はない。

(別添3)

破棄対象の機器について

○ 破棄対象の機器

項番	型番	内臓 HDD 個数	ディスプレイ	キーボード	マウス	個数
1	CELSIUS R930	3.5 インチ HDD ×4 個	なし	あり	あり	1 式
2	ESPRIMO D583/H	3.5 インチ HDD ×1 個	なし	あり	あり	19 式

以上